

輝く！農林漁業を支える人材発掘事業 仕様書

1 業務名

輝く！農林漁業を支える人材発掘事業

2 事業の目的

農林漁業では、生産者の高齢化や後継者不足により担い手の減少が進んでおり、担い手の確保、特に将来を担う若年層の農林漁業への参入促進が強く求められている。一方、農林漁業は独立自営のイメージが強く、一般的な会社就職と比べて若者にとって心理的なハードルが高い状況にある。

今後、農林漁業を「就職先の一つ」として捉えるイメージを広げ、心理的ハードルを下げるため、アニメーションや著名人等を起用した「農林漁業」の魅力を発信する動画、および動画と連動したランディングページを作成し、動画の視聴から行動へと自然に誘導することで、農林漁業を支える人材の確保につなげる。

作成した動画およびランディングページについては、県が所有するSNSでの発信や県が指定するWebサイトへの掲載、県が行う農林漁業人材の獲得に向けたプロモーション活動に広く利用する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

4 業務内容

(1) アニメーションや著名人等を起用した動画作成業務

- ① 県内外の多くの若い世代の注目を集める、発信力のあるアニメーションや著名人等を起用し、農林漁業への参入意欲を高め、県内の農林漁業を支える人材の確保につながる動画(YouTube)を作成(撮影・編集等)すること。なお、アニメーションや著名人等の選定に当たっては、普段、農林漁業との関りが無い方にも興味を持ってもらえるようにし、動画全体の話題性および視聴意欲の向上を図ること。また、起用にかかる権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段等の調整、その他付随する業務全般を受託者の責任において行うこと。ただし、事業の最終的な実施内容は、提案されたプランの内容を基に、県と協議の上、決定する。
- ② ターゲット層に訴求する効果的な動画を作成すること。
ターゲット:農林漁業が身近でないライト層、特に20代から40代までの移住や転職の検討を開始した人。
- ③ 作成した動画はYouTube 公開日から1年間の配信を可能とすること。
- ④ 動画の公開は福井県農林水産部の公式チャンネルで実施する。
- ⑤ 動画は、畜産業、漁業、農業の分野ごとに各1本以上作成すること。その内容については、各分野の魅力を伝えるものとし、作成にあたっては、各分野の所管課と調整(紹介内容や取材、構成、確認作業等)を行うこと。1本当たりの再生時間に下限値は定めないが、2～3分程度を目安とする。なお、動画の作成は、畜産業、漁業、農業の順に作成し、完成次第、順次納品すること。
- ⑥ 起用するアニメーションや著名人等が所属する事務所等、関係機関との交渉や打合せ、撮影許可手続き等の動画作成にかかる全ての業務について、受託者の責任において行うこと。
- ⑦ 業務の遂行にあたり、統括責任者を配置すること。また、業務運営体制を明確にし、掲示すること。

(2) 作成した動画を使用した効果的な広告・宣伝業務

- ① (3)で作成したランディングページへ誘導し閲覧者数を増加させ、県内の農林漁業を支える人材の発掘につながることを目的として、広告・宣伝を実施すること。

- ② ターゲット層に訴求する効果的な広告・宣伝を実施すること。ただし、事業の最終的な実施内容は、提案された内容を基に、県と協議の上、決定する。
- (3) 農林漁業を支える人材確保に特化したランディングページの作成
 - ① (1)で作成した動画視聴により農林漁業に興味を持ったターゲット層に対して、農林漁業への理解を促進し、参入検討および相談行動につながるランディングページを作成すること。なお、誘導先は、農林漁業の各分野のHPとし、県が指定するものとする。
 - ② 掲載するコンテンツの作成と保守管理を行うこと。なお、トップページについては、ターゲット層に対して農林漁業の魅力が伝わり、参入意欲が高まるような写真・イラスト等を用いるとともに、サイト趣旨の説明、各ページのリンク、新着情報等を表示すること。
 - ③ 使用するサーバ・ネットワーク機器については受託者が用意し、選定・設置においては十分なセキュリティ対策を講じること。
 - ④ 職員が容易にページの更新ができるCMSを導入すること。
 - ⑤ ドメインは新たに取得し設定を行うこと。
 - ⑥ レスポンシブ対応とし、PC・タブレット・スマートフォン等の各デバイスに最適化された表示を行うこと。
- (4) 自由提案
 - ・上記のほか、委託費用内で実施可能な施策。なお、当該取組における効果を示すこと。
 - (例) 受託先や動画に出演する著名人等が所有する既存の SNS を利用した動画サイトへの誘導等

5 費用負担

- (1) 本業務に係る費用については全て受託者が負担するものとする。
- (2) 後年度費用負担(著作権など)が発生する出演者、音楽、ナレーション等を起用する場合は、その費用を事前に提示すること。
- (3) ランディングページの公開後に必要となる保守管理費、運用費等の後年度費用についても、事前に提示すること。
- (4) 本業務の実施に必要な各種法令や条例等に基づいた各許認可の手続きについては、原則として受託者が行い、係る経費については契約金額に含むこと。

6 著作権

- (1) 写真、映像、音楽等の素材の使用に関して著作権の許諾の必要な場合は、受託者で手続きを行うこと。
- (2) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。

7 成果物

受託者は、県の確認を受けたうえで、以下の成果物について完成したものから順次、福井県農林水産部政策推進グループへ納品する。納品された成果物については、県が管理するSNS、県が指定する Web サイトへの掲載や県が実施するプロモーション活動に使用することを前提とし、予め権利関係について関係者間の合意を得ること。

- (1) 制作した動画データおよび動画1本につき、DVDなどの記録媒体2枚
- (2) 制作したランディングページの概要資料(ページ構成、掲載内容、導線設計等がわかる資料)
- (3) 成果物等に関する所有権は、引渡時をもって福井県に帰属するものとする。受託者はすべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証する。

8 実績報告および検査

受託者は、委託業務が終了したときには、速やかに報告書等を県に提出し、県が命じた職員の検査を受けなければならない。

9 守秘義務の遵守

- (1) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、委託業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。
- (3) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、福井県と協議の上進めること。
- (2) 受託者は、本仕様書、契約書および関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、福井県と協議しその指示に従うこと。
- (4) 本業務の実施にあたり、撮影時の事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること。